平成２４年（フ）第１１０３号
埼玉県志木市柏町５丁目５番48号　ハイツ中原201号
債務者　須頭かね子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１６５号
さいたま市中央区桜丘１丁目10番９号　ホワイトハイツ202
債務者　早川　文緒（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７４号
埼玉県戸田市笹目４丁目14番地の８　グリーンマンション戸田303号室
債務者　阿部カツコ
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７５号
埼玉県戸田市笹目４丁目14番地の８　グリーンマンション戸田303号室
債務者　阿部　玲子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９８号
さいたま市岩槻区大字増長632番地８
債務者　寺田　衣子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１７号
さいたま市緑区大字大間木1700番地　アゼイリアガーデン205号、旧住所埼玉県川口市青木４丁目８番35号　メゾンアイ201号
債務者　土屋　明子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２３号
さいたま市南区内谷５丁目15番９号　みやび第１コーポ303号
債務者　久保田裕二
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４４号
埼玉県蕨市南町２丁目21番10号　エスポワール蕨302号
債務者　金子　欣司
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２５３号
埼玉県加須市久下５丁目２番地20
債務者　正岡麻希子（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２８６号
埼玉県戸田市大字新曽220番地の２　キャロットガーデン103号室
債務者　星野　梅六
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４２４号
埼玉県越谷市東大沢３丁目23番地１　グレーススカーレット102
債務者　呑澤利津子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４５９号
埼玉県越谷市花田２丁目５番地８　メゾン・ド・ラビアンＢ101号、旧住所埼玉県草加市花栗２丁目10番６―605号
債務者　清水　正義
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
岐阜県多治見市市之倉町７丁目175番地の146
債務者　安藤　淳子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第９５号
岐阜県土岐市肥田浅野朝日町３丁目41番地　グリーンウッドＡ―103号
債務者　宮地　　登
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１４３号
静岡県富士市宮島1211番地の５、前住所静岡県富士市宮島1459番地の１
債務者　仲澤さとえ
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第４５１号
熊本県菊池郡大津町陣内1605―４　エンゼルハイツ大津203、住民票上の住所熊本市東区花立５丁目10番33号
債務者　横尾龍太郎
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１９８号
釧路市住吉２丁目９番４号
債務者　成田　敏勝
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午前９時30分
釧路地方裁判所